

福岡県公報

令和元年十二月六日
第六十一号
増刊 ①

目次

告 示 (第四百八十五号)

○福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示 (生活衛生課) …………… 一

雑 報

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程 (防災企画課) …………… 一

正 誤

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (令和元年福岡県規則第十九号) 中正誤 …………… 四

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (令和元年福岡県規則第二十号) 中正誤 …………… 四

告 示

福岡県告示第四百八十五号

福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県プール衛生指導要綱の一部を改正する告示

福岡県プール衛生指導要綱(平成十五年六月福岡県告示第千八百八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、大牟田市」を削る。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

雑 報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月六日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「所管」を「所掌」に改める。

第十二条の三第一項中「地方本部」の下に「(ただし、第四号に該当する場合は全ての地方本部)」を加える。

第十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「福岡県本部運営要綱」を「福岡県災害対策本部運営要綱」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 福岡県内に大雨特別警報が発表されたとき。

第二十一条第二項中「設置する。」の下に「(前項第四号の津波注意報を除く。)」を加える。

別表第二中

企画・地域振興部	空港対策局	空港整備班	空港整備課長
		空港計画班	空港計画課長

を

企画・地域振興部	空港対策局	空港政策班	空港政策課長
		空港事業班	空港事業課長

に改める。

別表第三中

企画・地域振興部	企画・地域振興部	総務部	総務部	総務部	総務部
空港対策局	空港対策局	総務事務厚生班	総務事務厚生班	行政経営企画班	行政経営企画班
空港政策班 空港事業班	空港整備班 空港計画班				
<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p> <p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p> <p>一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。</p> <p>二 部内各班の応援に関すること。</p>	<p>一 職員の健康管理に関すること。</p> <p>二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。</p> <p>三 災害従事職員の公務災害に関すること。</p> <p>四 災害対策応急物品の購入・検収の総括に関すること。</p>	<p>一 職員の健康管理に関すること。</p> <p>二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。</p> <p>三 災害従事職員の公務災害に関すること。</p> <p>四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。</p>	<p>一 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。</p>	<p>一 部内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 防災功労者の表彰に関すること。</p> <p>三 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。</p>

に、 を に、 を に、 を

建築都市部	県土整備部	県土整備部	農林水産部	農林水産部	商工部	商工部
都市計画班	水資源対策課	水資源対策課	農山漁村振興班	農山漁村振興班	中小企業振興班	中小企業振興班
<p>一 被災宅地の危険度判定に関すること。</p>	<p>一 総合的な水対策に関すること。</p> <p>二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。</p> <p>三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。</p> <p>四 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。</p>	<p>一 総合的な水対策に関すること。</p> <p>二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。</p> <p>三 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。</p> <p>四 北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。</p>	<p>一 特用林産物及び生産施設の被害の実態把握に関すること。</p>	<p>一 特殊林産物及び生産施設の被害の実態把握に関すること。</p>	<p>一 商店街関係の災害応急対策に関すること。</p> <p>二 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること。</p> <p>三 罹災中小企業者の経営指導に関すること。</p>	<p>一 商店街関係の災害応急対策に関すること。</p> <p>二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあつせんに関すること。</p> <p>三 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること。</p> <p>四 罹災中小企業者の経営指導に関すること。</p>

を に、 を に、 を に、 を

別表第五中

保健医療介護部	保健医療介護部	企画・地域振興部	企画・地域振興部	総合指令部	総合指令部	建築都市部	建築都市部	建築都市部
医療保険班	医療保険班	空港対策局	空港対策局	総括班	総括班	公園街路班	公園街路班	都市計画班
		空港政策班	空港整備班			一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。 三 街路の災害応急復旧措置に関すること。	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 都市公園の災害応急復旧措置に関すること	一 被災宅地の危険度判定に関すること。 二 都市災害の被害情報の収集及び災害対策に関すること（公園を除く）。
二	二	一	一	四六	四四			
三	八	一	一	四六	四四			
全員	全員	全員	全員	全員	全員			

に、を、に、を、に、を、に、を、に、

に改める。

商工部	商工部	商工部	商工部
中小企業振興班	中小企業振興班	中小企業振興班	中小企業振興班
一	一	一	一
一	一	一	一
一	二	二	二
全員	全員	全員	全員

を、に、を、に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第一号中「(日本工業規格B5)」を削る。
 様式第二号中「(日本工業規格B5)」を削る。
 様式第三号中「(日本工業規格B5)」を削る。

